魚津市告示第115号

魚津市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和７年４月８日

魚津市長　　村椿　晃

魚津市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、魚津市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　市長は、魚津市高齢者保健福祉計画（魚津市における老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の８第１項の計画をいう。以下同じ。）及び魚津市介護保険事業計画（魚津市における介護保険法（平成９年法律第123号）第117条第１項の計画をいう。以下同じ。）の作成及びその進捗管理に際し、関係者の意見を聴取するため、魚津市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第３条　委員会は、次に掲げる事項について、市長に意見を述べるものとする。

（１）　魚津市高齢者保健福祉計画の策定及びその進捗管理に関すること。

（２）　魚津市介護保険事業計画の策定及びその進捗管理に関すること。

（３）　前２号に掲げるもののほか、魚津市高齢者保健福祉計画及び魚津市介護保険事業計画（以下「計画」という。）に関し、市長が必要と認めること。

（組織）

第４条　委員会は、委員20名以内をもって組織する。

２　委員は、次の各号のいずれかに該当する者から、市長が委嘱する。

（１）　学識経験者

（２）　医療、保健又は福祉若しくは市の実施する介護保険の関係者

（３）　医療、保健又は福祉若しくは市の実施する介護保険に関する団体

を代表する者

（４）　市の実施する介護保険の第１号被保険者（介護保険法第９条第１号の第１号被保険者をいう。）であって、委員の公募に応じたもの

（会長等）

第５条　委員会に会長を置き、会長は、委員の互選によって定める。

２　会長は委員会を代表し、会務を総理する。

３　会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（委員の任期）

第６条　委員の任期は、３年とする。

２　前項の規定にかかわらず、委員が欠けた際に補充された委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

（委員会の会議）

第７条　会長は、委員会の会議を招集し、会議を主宰する。ただし、前条第１項の任期における最初の委員会の会議は、市長が招集する。

２　委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができないものとする。

３　会長は、委員会の会議において必要があると認めるときは、委員会の議を経て、委員会の会議に委員以外の者の出席又は意見を求めることができる。

（部会等）

第８条　会長は、計画の作成又は進捗管理において必要があると認めるときは、委員会の議を経て、計画の一部の作成又は進捗管理を行うための部会その他の委員会の下部組織を設置することができる。

２　前項の下部組織は、当該下部組織を設置した委員会に係る委員の任期の満了をもって、終了したものとみなす。

（庁内検討会）

第９条　市長は、委員会に意見を聴取する計画の原案等を作成し、その進捗管理を行うために、庁内検討会を置く。

２　庁内検討会の会長は、民生部長をもって充てる。

（庶務）

第10条　委員会及び庁内検討会の庶務は、社会福祉課において処理する。

（その他）

第11条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は会長が、庁内検討会の運営に関し必要な事項は庁内検討会の会長が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際、魚津市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱（以下「旧要綱」という。）第３条第２項の規定により委嘱された委員（以下「旧要綱による委員」という。）は、第４条第２項の規定により委嘱された委員とみなす。

3　旧要綱による委員の任期は、第６条第１項の任期から旧要綱第４条第２項の規定による委嘱に基づき経過した任期を控除した期間とする。